

秋田市営住宅等小規模修繕契約希望者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人秋田県建築住宅センター（以下、センター）が発注する秋田市営住宅指定管理業務に関わる小規模修繕及び緊急を要する修繕（以下、小規模修繕等）の受注を希望する事業者の登録に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 この要領において小規模修繕等とは、1件の金額が100万円を超えない修繕をいう。

(契約希望者の登録)

第3条 小規模修繕等を受注できる者は、予め理事長の登録を受けなければならない。

(登録の要件)

第4条 前条の登録要件は、秋田市内に事業所を要し、別表に定める登録希望業種を履行する能力を有し、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 秋田市建設工事市内登録業者等格付名簿に登録されている者
- (2) 秋田市小規模修繕契約者登録名簿に登載されている者
- (3) 登録業種で給排水設備を希望する者は、第1項又は第2項の名簿に登録されている者
- (4) 登録業種でガス設備を希望する者は、都市ガス供給事業者のガス器具販売協力店として認定されている者
- (5) 前項までに定める業種以外で登録を希望する者は第1項の名簿に登録されている者

(登録の申請)

第5条 第3条の登録を受けようとする者は、秋田市営住宅等小規模修繕契約希望者登録申請書（様式1）を理事長に提出しなければならない。

(登録の実施)

第6条 理事長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請内容を審査し、登録名簿に希望業種毎に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 前条に規定する登録の有効期間は登録日より原則2年間とする。ただし、登録の有効期間の途中で登録されたものについては、当該登録日以後最初の有効期間の満了日までを有効とする。

(契約希望者の追加登録)

第8条 理事長は、前条の期間以外に追加登録が必要であると判断した場合、一定の期間を定め、第4条各号に規定する者に周知し、登録することができる。

(登録事項の変更等)

第9条 登録名簿に登録された者は、申請書記載事項に変更があったとき、事業を廃止したとき又

は第4条の登録要件を欠いたときは、速やかに小規模修繕契約希望者登録事項変更等届出書（様式2）に変更内容等を確認できる書類を添付して、これを理事長に提出しなければならない。

（登録の取り消し）

第10条 理事長は、登録名簿に登録されている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- （1）第4条の登録要件を欠いたとき。
- （2）不正な手段により登録を受けたとき。
- （3）倒産又は破産したとき。
- （4）関係法令に違反する行為を行う等不正又は不誠実な行為があったとき。

2 理事長は、前項の規定により登録を取り消したときは、直ちにその旨を登録されている者に通知するものとする。

（補足）

第11条 この要領に定めるもののほか、センターが発注する小規模修繕等の契約等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（経過措置）

この要領の施行に伴い、「（一財）秋田県建築住宅センター秋田市営住宅の緊急を要する修繕工事を行うことができる業者の選定等の取り扱いについて（平成28年5月2日規定）」は令和3年5月31日で廃止する。

（附則）

この要領は、令和3年4月30日から施行する。

（附則）

この要領は、令和7年4月30日から施行する。

様式 1

秋田市営住宅等小規模修繕等契約希望者登録申請書

年 月 日

(宛先) (一財) 秋田県建築住宅センター 理事長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話

F A X

E-mail

一般財団法人秋田県建築住宅センターが発注する秋田市営住宅等の小規模修繕の契約希望者の登録を次のとおり申請します。

なお、この申請書の記載事項については、事実と相違ない事を誓約します。

希望業種

No.	登録希望業種 (別表から選択してください)
1	
2	
3	

様式 2

秋田市営住宅等小規模修繕契約希望者
登録事項変更等届出書

年 月 日

(宛先) (一財) 秋田県建築住宅センター 理事長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話

F A X

E-mail

秋田市営住宅等小規模修繕契約希望者登録要領第 8 条により、次のとおり届け出ます。
なお、この変更・廃止届の記載事項については、事実と相違ない事を誓約します。

1 届出の別 変更 ・ 廃止 ・ 要件

2 変更等年月日 年 月 日

3 変更等の内容

変更前

変更後

4 変更等の理由

別表

秋田市営住宅等小規模修繕契約希望者の希望業種およびその工事等の内容

No.	登録業種	工事等の内容
1	建築一式	建物の修繕で種類が複数に及ぶもの
2	電気設備	送配電設備、構内電気設備、照明設備等
3	給排水設備	空調設備、給排水、衛生設備、ダクト等
4	造園	植栽、公園設備、園路等
5	路面	駐車場区画線整備及び修繕、路面補修
6	ガス設備	ガス風呂釜、ガス給湯器、ガス栓取替、浴槽設置